

## **(3)名岐道路の環境影響評価について**

# 目 次

1. 方法書について
2. 配慮書に対する意見
3. 方法書作成に向けた要点等整理

## 方法書

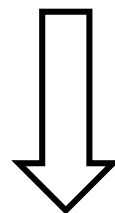
環境影響評価の項目や調査・予測・評価の方法について示したもの



- 選定された項目や方法に基づいて、調査・予測・評価を実施

## 準備書

調査・予測・評価の結果及び環境保全対策の検討の結果をとりまとめたもの



- 準備書に対する知事、市町村長、地域住民の方々からの意見を聴取

## 評価書

必要に応じて準備書の内容を見直したもの

- 都市計画案とともに都市計画審議会に付議
- 都市計画決定権者は事業者に評価書を送付
- 評価書を作成した旨公告するまでは、事業を実施することはできない
- 事業者は事業完了後、環境保全措置等の報告書を作成する

- 方法書の記載内容は、法令により定められています。

## 方法書の記載内容（環境影響評価法第5条第1項、第38条の6第1項、主務省令等）

1. 都市計画決定権者の名称

2. 都市計画対象道路事業の目的及び内容

3. 都市計画対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況

4. 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの

5. 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見

6. 5. に対する都市計画決定権者の見解

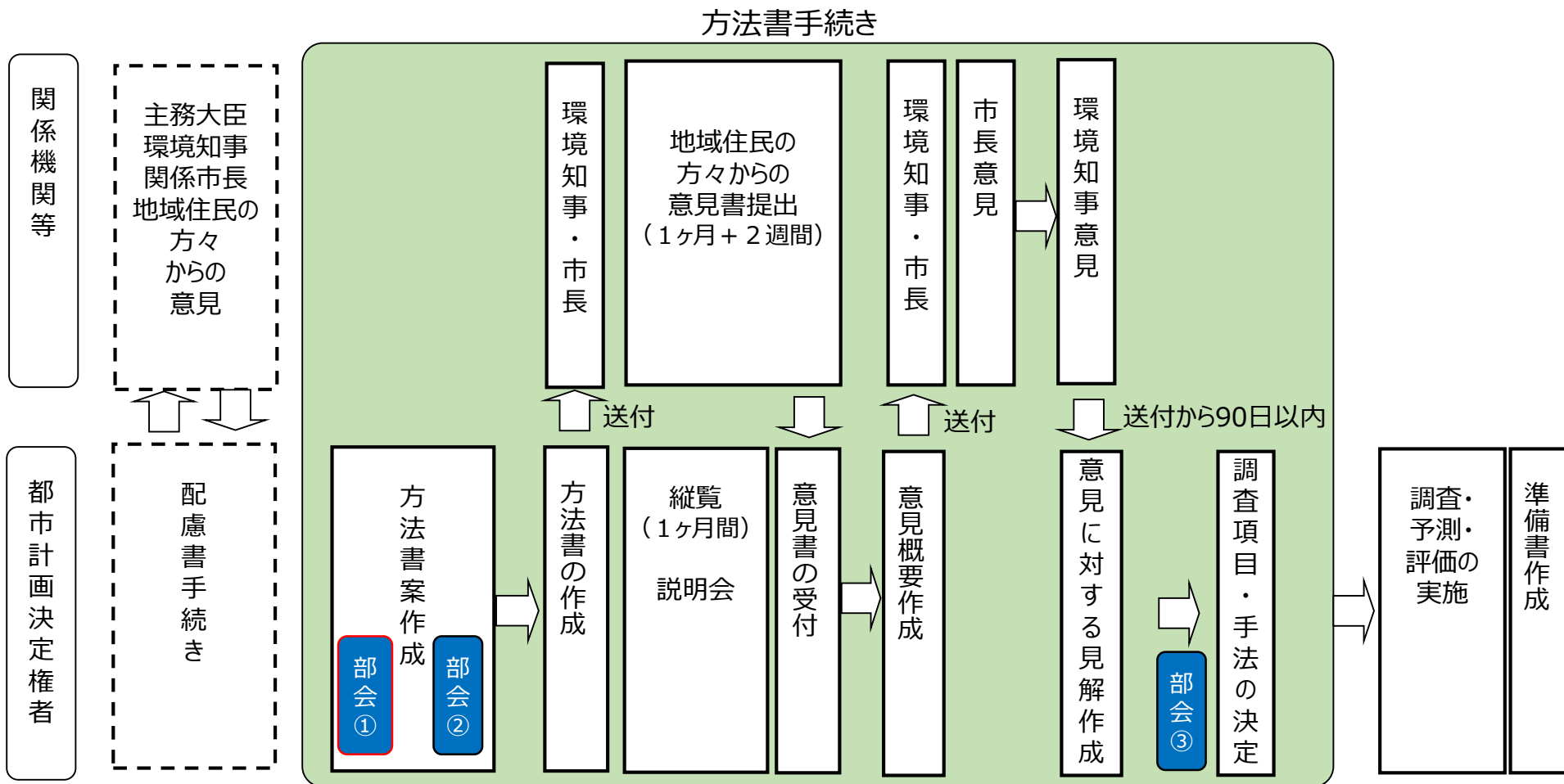
7. 都市計画対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

8. その他環境省令で定める項目

配慮書の案又は配慮書に対する関係行政機関又は一般の意見の概要と見解

# 1. 方法書について (3)方法書手続きの流れ(詳細)

- 方法書を作成した後、都市計画決定権者（愛知県）が地域住民の方々に対して縦覧、説明会を実施し、地域住民の方々からの意見書の提出を受付けます。  
その意見概要を作成し、環境知事及び関係市長に送付します。
- その後、都市計画決定権者は、環境知事、関係市長、地域住民の方々からの意見に対する見解を作成し、調査項目・手法を決定します。



- 環境影響評価の項目については、法令、条例により「参考項目」が示されており、その参考項目を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえて選定します。

法令・条例に示された参考項目			調査・予測・評価の対象とする主な環境影響
大気環境	大気質	二酸化窒素	沿道及び背後地の住宅地等に対する 工事中の建設機械の稼働や供用後の自動車走行等による影響
		浮遊粒子状物質	
		粉じん等	
	騒音	騒音	
	振動	振動	
水環境	水質	水の濁り、水の汚れ	工事に伴う濁水の河川等への影響
土壌に係る環境 その他の環境要素	地形及び地質	重要な地形及び地質	工事や道路の存在による影響
	その他環境要素	日照阻害	道路（嵩上式）の存在による住居等に関する日照阻害
動物・植物・ 生態系	動物	重要な種及び注目すべき生息地	工事ヤードや道路の存在による 生息地、生育地の消失、縮小、移動経路の分断等による影響
	植物	重要な種及び群落	
	生態系	地域を特徴づける生態系	
景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観	公共的な場所で、計画地を望むことができる地点（展望台、車道、歩道沿線等）からの景観への影響の程度
人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場	公園、遊歩道等自然と触れ合うことができる場への影響
廃棄物等		建設工事に伴う副産物	建設副産物の種類ごとの概略の発生量及び処分量
※低周波音			供用後の自動車走行による影響
※土壌環境			掘削等に伴う土壌汚染に係る影響
※地下水の状況及び地下水質			基礎構造物の存在による地下水の水位、流動、水質への影響
※地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況			史跡、天然記念物等への影響
※温室効果ガス等			工事中の建設機械、工事車両等による影響

- 配慮書の案に対する一般住民の方々からの意見では、生活環境（大気質、騒音）に対する意見が多くなっています。
- 方法書は、配慮書に対する一般住民の方々からの意見に配慮して作成してまいります。

項目	一般住民からの意見
<p style="text-align: center;">環境全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全</li> <li>・大気、騒音等、周りの住民に配慮する。</li> <li>・人や環境への配慮を欠いてはいけない</li> <li>・生活環境・自然環境には引き続き配慮してください。</li> <li>・子供達と将来のためにも、環境問題を考慮した改善をお願いします。</li> </ul> <p style="text-align: right;">上記意見を含む計104 件</p>
<p style="text-align: center;">（大気質・騒音） 生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・騒音をなるべく抑えていただきたい。</li> <li>・騒音と近隣対策。</li> <li>・工事中の騒音・振動問題</li> <li>・工事中の周辺商業地区への騒音等の影響を心配している。</li> <li>・騒音振動に配慮した工事。</li> <li>・騒音がひどすぎる。消音できないのか。</li> <li>・排気ガス問題、住宅への配慮も重要視するべきではないか。</li> <li>・大気、騒音などの環境被害を受ける恐れのある施設を示すべき。</li> <li>・大気・騒音の具体的予測を示した配慮書に。</li> </ul> <p style="text-align: right;">上記意見を含む計223 件</p>
<p style="text-align: center;">（動植物・生態系） 自然環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然環境の保全</li> <li>・自然、動物、樹々や植物への影響を心配しています。</li> <li>・緑が多いといいです。</li> <li>・環境（植物など）に配慮して欲しい。</li> <li>・動物植物に優しい環境整備</li> <li>・自然環境への配慮。</li> </ul> <p style="text-align: right;">上記意見を含む計44 件</p>

- 方法書は、配慮書に対する国土交通大臣からの意見を勘案して作成してまいります。

環境要素	国土交通大臣からの意見
総論 〔方法書以降の適切な環境配慮等〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本配慮書は、計画段階配慮事項についての検討に当たって把握すべき交通の状況等に関する記載に十分ではない点があるため、方法書以降において必要な情報を適切に記載すること。</li> <li>・また、今後、専門家からの助言を得るとともに、愛知県、一宮市等の関係行政機関との協議を十分に行い、<b>地域住民等の関係者に対し丁寧かつ十分な説明を行うことにより透明性及び客観性を確保すること。</b></li> </ul>
総論 〔対象事業実施区域の設定〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、<b>住居等への影響について、適切に調査、予測及び評価を行った上で、その結果を反映し、影響を極力低減すること。</b></li> <li>・また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の手続において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置を検討すること。</li> </ul>
大気環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・想定区域及びその周辺には、市街地が形成されており、住居等が多数存在していることから、本事業の実施による道路交通騒音及び排気ガス等による生活環境への影響が懸念される。このため、方法書以降の手続においては、周辺住居等の立地状況等を踏まえ、<b>特に騒音や大気汚染に係る影響を受けるおそれのある住居等について、影響を適切に把握するために必要な調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置を検討すること。</b></li> </ul>
廃棄物等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴い発生する廃棄物については、再生利用を図るとともに、工事着手までに、できる限り、廃棄物等の種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を決定し、廃棄物を適正に処理すること。</li> </ul>
温室効果ガス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事に伴う温室効果ガスをできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の環境保全措置を検討すること。</li> </ul>
地域住民等への説明及び関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、<b>市街地において、長期間にわたり工事が実施される計画であることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明すること。</b></li> </ul>



- 方法書は、環境知事、一宮市長からの意見を勘案して作成してまいります。

地方公共団体の長	地方公共団体の長からの意見
愛知県知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書において設定された複数案を絞り込んだ経緯及びその内容について、方法書において丁寧に記載すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画及び工事計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響をできる限り回避、低減すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施区想定区域内には集落・市街地が存在しており、本事業の実施に伴う大気質及び騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、<b>生活環境への影響に配慮した事業計画及び工事計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業実施想定区域の周辺には<b>水田等が存在しており、立体構造とする場合には工作物の存在による鳥類への影響が懸念される。このため、鳥類の生息環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、適切な調査、予測及び評価の手法を検討すること。</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果について、大気等の予測結果が定性的な記載にとどまっていることなどから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。</li> <li>・また、本配慮書においても、同法に規定するこれらの事項について、同様の記載にとどまっている。このため、方法書以降の手続きにおいては、適切に予測・評価を行い、図書を作成の上、環境の保全の見地からの意見を求めること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方法書以降の図書の作成に当たっては、配慮書の案に対する住民等の意見に配慮するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。</li> </ul>
一宮市長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本計画による道路の整備に伴い、交通量及び走行速度が増加すると考えられることから、<b>周辺住居等に対する騒音・振動による生活環境への影響について回避・低減に努めること。</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスの向上により周辺地域からの流入による交通量の増加が避けられないので、<b>道路接合部付近など交通渋滞が発生しやすい区間における住居等への大気汚染の回避・低減に努めること。</b></li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画を具体化する際は、最新の知見や専門家の意見等を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討すること。</li> </ul>

### 3. 方法書作成に向けた要点等整理

#### 方法書作成に向けた要点、配慮事項、留意点等

今後の環境影響評価の実施にあたっては、

- 今後の事業計画（詳細なルート的位置及び道路構造等）及び工事計画の検討にあたっては、**環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、環境影響を極力回避、低減します。**
- そのため、環境影響評価手続きにおいては、**環境影響を適切に把握するために必要な調査、予測及び評価を適切に実施**し、その結果を踏まえ、必要に応じて環境保全措置を検討していきます。
- **地域住民の方々に対して、都市計画、環境影響及び環境保全措置の内容について丁寧かつ十分な説明**を行ってまいります。

方法書の作成にあたっては、

- ① 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定について、名岐道路の事業特性及び地域特性を踏まえて適切に選定します。
- ② 特に、自動車交通及び長期にわたる工事に伴う沿道市街地の生活環境（大気質及び騒音等）への影響について、十分に配慮し、適切に調査、予測及び評価できるよう手法等を選定します。
- ③ 地域住民の方々等に対して、わかりやすい内容となるよう、資料（パンフレット等）の作成や情報発信に努めます。